

## アウトドアアクティビティ事業者強化支援事業（サイクリスト受入環境）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 アフターコロナにおける外部環境やニーズの変化に対応できる観光産業への再構築を図るため、アウトドアアクティビティ事業者における本県のアウトドアカルチャーの発信・定着に資する新コンテンツの提供や生産性向上への取組（以下「補助事業」という。）に必要な費用の一部を、予算の範囲内においてアウトドアアクティビティ事業者強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）により交付する。

2 補助金の交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「ジャパンアルプスサイクリングロード」とは、令和5年3月にルートが確定された長野県一周ルートのことをいう。
- (2) 「ナショナルサイクルルート」とは、国が指定する走行環境や受け入れ環境が一定水準以上整備された日本を代表するサイクリングルートのことをいう。
- (2) 入力フォームとは、（一社）長野県観光機構（以下「観光機構」という。）がインターネット上に開設したアウトドアアクティビティ事業者強化支援事業に係る入力フォームをいう。

### （補助対象者）

第3条 補助事業者は、別表1に定めるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員、従業員等が、次のいずれにも該当するものではないこと。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
  - ア 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

### （補助対象経費、補助率及び補助上限額）

第4条 補助対象となる経費は、次の条件を全て満たすものとし、具体的な対象経費等は別表2のとおりとする。

- (1) ナショナルサイクルルートの指定に向けたジャパンアルプスサイクリングロード上における、サイクリスト受入環境向上のために必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 令和5年8月1日（火）から令和6年2月22日（木）までに導入した設備等に係る経費
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象経費から除く。

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 別表2に定める経費のほか観光機構が特に認める経費を補助対象とすることができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請入力フォームにより申請内容を入力し次に掲げる資料を、令和6年2月22日(木)までに観光機構に送信しなければならない。

- (1) 積算根拠資料
- (2) サイクルトレイン、バス等の整備事業を行う場合は、路線名等がわかる資料
- (3) その他観光機構が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 観光機構は、前条の規定による交付申請があったときはこれを受理し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者は規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認入力フォームにより変更内容を入力し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
  - ア 補助事業毎に補助対象経費の20パーセント以内の金額の変更である場合(補助金が増額となる場合は除く。)
  - イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請入力フォームにより申請内容を入力し観光機構へ送信し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、計画遅延等報告入力フォームにより遅延理由等を入力し観光機構へ送信しその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 本補助金に係る対象経費を重複して、国又は県の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了(第8条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに、実績報告入力フォームにより入力し、次に掲げる資料とともに観光機構に送信しなければならない。ただし、観光機構が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) サイクルトレイン、バス等の整備事業を行う場合は、路線名等がわかる資料
- (2) 取得財産管理台帳の写し（該当がある場合に限る。）
- (3) 支出証拠書類【請求書・領収書（銀行での振込依頼書）・設置した機器類を撮影した写真（複数ある場合は全数分）】
- (4) その他観光機構が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 観光機構は前条の報告を受けた場合には、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項第2号の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第1号）を観光機構に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 観光機構は、第8条第1項第3号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく観光機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が法令に違反した場合

2 観光機構は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 観光機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（申請手続）

第13条 第5条に規定する交付申請、第8条第1項第2号に規定する変更承認申請、同項第3号に規定する承認申請、第9条に規定する実績報告、第11条に規定する交付請求及び第15条第2項に規定する処分承認申請は、長野県観光機構パブリック事業部に行うものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産（以下「特定財産」という。）について、取得財産管理台帳（様式第 2 号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に特定財産等があるときは、第 9 条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 15 条 取得財産等のうち、規則第 19 条に定める処分を制限する財産は、特定財産とし、同条第 2 項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に準じるものとする。

- 2 補助事業者は、規則第 19 条に規定する観光機構の承認を受けようとするときは、処分承認申請書（様式第 3 号）により観光機構に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 観光機構は、規則第 19 条の規定により財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を納付させるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助事業	補助対象者
サイクルステーション整備事業	長野県内の市町村、観光協会及び観光地域づくり団体、長野県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者（以下「県内事業者」という。） ただし、以下に該当するものを除く。 ア 宗教法人が管理又は運営するもの
サイクリスト向け宿泊施設整備事業	長野県内の宿泊事業者及び民泊事業者（旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 4 項の営業に係る施設を運営する事業者。以下「宿泊事業者」という。）及び民泊事業者（住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出により行う同法第 2 条第 3 項の事業に係る施設を運営する事業者。以下、「民泊事業者」という。） ただし、以下に該当するものを除く。 ア 宗教法人が管理又は運営するもの
サイクルゲートウェイ整備事業	長野県内の市町村、観光協会及び観光地域づくり団体、交通事業者
サイクルトレイン、バス等整備事業	長野県内の市町村、交通事業者

別表 2 (第 4 条関係)

1 サイクルステーション整備事業	
補助事業内容	<p>(1) 補助対象</p> <p>① 市町村、観光協会及び観光地域づくり団体(以下「市町村等」という。)が、下記の設置場所に、補助対象設備(以下、「対象設備」という。)を設置する当該市町村内の事業者等(事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体)に対し、補助を行うもの</p> <p>② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの</p> <p>③ 別表 1 に掲げる県内事業者が対象設備の設置を行うもの</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>ジャパンアルプスサイクリングロード上の施設等</p> <p>ただし、設置場所においてトイレ休憩、給水（自動販売機飲料水の提供等）が可能な施設とする</p> <p>(3) 対象設備</p> <p>① サイクルラック</p> <p>② 空気入れ（フロアポンプ）</p> <p>③ その他のサイクルステーション整備に係るもの（屋根付きのテーブル、椅子等）</p> <p>対象設備①②③の全てを購入し設置すること。</p> <p>ただし、既に①②③のいずれかを保有している場合は、その他の対象設備のみの設置も可能とする。</p>

補助対象経費・補助率 及び限度額	(3)に要した経費の1/2以内 ただし、設置場所につき5万円を上限とする
2 サイクリスト向け宿泊施設整備事業	
補助事業内容	(1) 補助対象 宿泊事業者及び民泊事業者が対象設備の設置を行うもの (2) 設置場所 ジャパンアルプスサイクリングロード上の宿泊施設 (3) 対象設備 施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる 場所もしくは客室に保管を可能とする自転車保管設備
補助対象経費・補助率 及び限度額	(3)に要した経費の1/2以内 ただし、宿泊施設につき15万円を上限とする
3 サイクルゲートウェイ整備事業	
補助事業内容	(1) 補助対象 ① 市町村等が、下記の設置場所に、対象設備を設置する当該市 町村内の事業者(事業所、特定非営利活動法人及びその他活動団 体)に対し、補助を行うもの。 ② 市町村等が事業者として対象施設の設置を行うもの ③ 交通事業者が対象設備の設置を行うもの (2) 設置場所 ジャパンアルプスサイクリングロード域内の施設等であり、長 野県がサイクルゲートウェイとして認める場所 (3) 対象設備 ① 更衣室等の着替え場所整備 ② 荷物預かりサービス提供設備(コインロッカー等) ③ 空気入れ(フロアポンプ)、自転車専用工具等
補助対象経費・補助率 及び限度額	(3)に要した経費の1/2以内 ただし、設置場所につき12万円を上限とする。
4 サイクルトレイン、バス等の整備事業	
補助事業内容	(1) 補助対象 市町村又は交通事業者が対象設備を行うもの (2) 対象設備 自転車を車内外に積載して移動可能とする設備(固定装置、 車外ラック等)
補助対象経費・補助率 及び限度額	(2)に要した経費の1/2以内 ただし、事業者につき50万円を上限とする。